

平成23年11月定例会

総務委員会説明資料

企画総務部
監察局
出納局

目 次

提 出 予 定 案 件

1	その他の議案等	-----	1
(1)	条 例 案	-----	1
(2)	当せん金付証票の発売について	-----	4
(3)	関西広域連合規約の一部変更に関する協議について	-----	5

1 その他の議案等

(1) 条 例 案

① 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課)

ア 改正の理由

平成23年11月4日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の一般職の職員の給与について改定を行う必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 給料表等の改定

㊦ 医療職給料表（一）以外の給料表について、50歳台を中心に40歳台以上を念頭に置いて給料月額を引き下げることとする。

㊧ 職員の所有する住宅に係る住居手当を廃止することとする。

(イ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける者の給料表の改定

第一号任期付研究員に適用する給料表について、(ア)の㊦に準じて給料月額を引き下げることとする。

ウ 施行期日

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

② 知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

ア 改正の理由

本県の財政の健全化について自ら取り組むため、平成24年4月から平成25年3月までの間の知事等の給料月額を減額する必要がある。

イ 改正の概要

知事等の給料月額について、平成24年4月から平成25年3月までの間、知事にあっては100分の25を、副知事にあっては100分の18を、常勤の監査委員にあっては100分の12を、企業局長にあっては100分の13を、病院事業管理者にあっては100分の5を乗じて得た額を減じた額とすることとする。

ウ 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

③ 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例 (人事課)

ア 改正の理由

職員の給与に関する条例等の一部が改正され、職員の所有する住宅に係る住居手当が廃止されることに鑑み、所要の改正を行う必要がある。

イ 改正の概要

職員の所有する住宅に係る住居手当を廃止することとする。

ウ 施行期日

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

④ 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

ア 改正の理由

本県の財政の健全化に資するため、平成24年4月から平成25年3月までの間の特別職の職員の報酬の額を減額する必要がある。

イ 改正の概要

特別職の職員の報酬の額について、平成24年4月から平成25年3月までの間、当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とすることとする。

ウ 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

⑤ 職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

ア 改正の理由

本県の財政の健全化に資するため、平成24年4月から平成25年3月までの間の職員の給料月額、管理職手当等を減額する必要がある。

イ 改正の概要

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における職員の給料月額、管理職手当等について、特例を設けることとする。

ウ 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

⑥ 徳島県部等設置条例の一部を改正する条例 （行政経営課）

ア 改正の理由

国、他の都道府県、市町村等と迅速かつ強力に連携する中で、地方分権型社会の新たな潮流を踏まえた広域行政を展開するなど、本県が先導的な役割を果たすため、知事の直近下位の内部組織として、政策創造部を設置するとともに、県行政の経営管理を強力に推進するため、企画総務部を経営戦略部に改組する必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 知事の直近下位の内部組織として、政策創造部を設置することとする。

(イ) 企画総務部を経営戦略部に改組することとする。

ウ 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(2) 当せん金付証票の発売について （財政課）

ア 提案理由

当せん金付証票の発売について、当せん金付証票法第4条の規定により、その限度額（9,000,000千円）について議決を経る必要がある。

(3) 関西広域連合規約の一部変更に関する協議について (政策企画総局)

ア 改正の理由

地方自治法第291条の3第1項の規定により、関西広域連合の規約の一部を変更するに当たり、同法第291条の11の規定により議決を経る必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 平成24年度から、本県が「資格試験・免許等」分野に、また、鳥取県が「広域産業振興」分野に参画することに伴い、所要の改正を行うこととする。

(イ) 別表に定める広域連合の経費において、新たに「企画調整費」の区分を設けることとする。

ウ 施行期日

この規約は、平成24年4月1日から施行する。